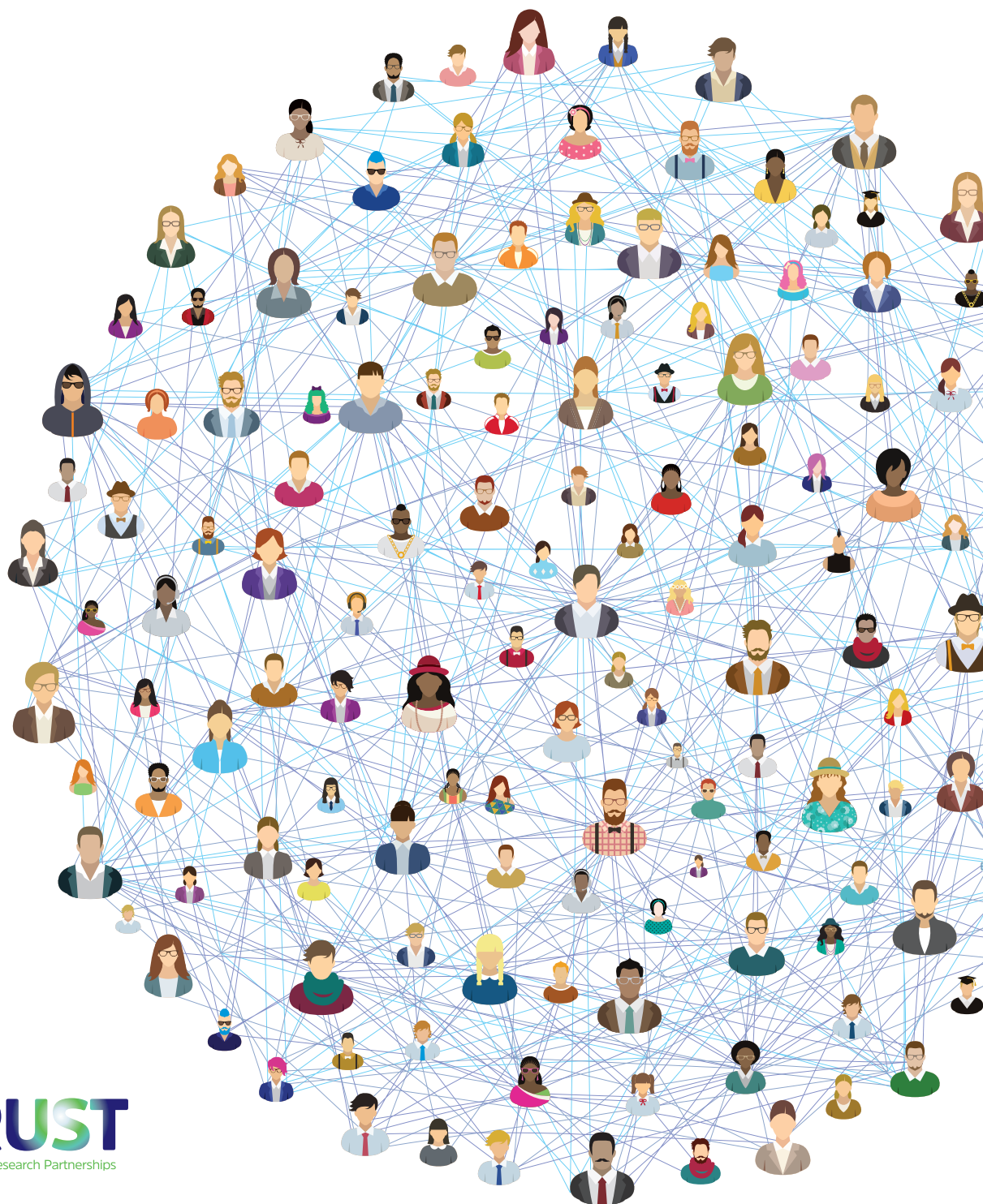

資源が乏しい環境 での研究に対する 国際行動規範



www.globalcodeofconduct.org/

資源が乏しい環境 での研究に対する 国際行動規範



高所得と低所得の環境間の研究パートナーシップは、両者にとって非常に有益となりえます。あるいは、倫理放棄、つまり低所得側に非倫理的な研究慣習を強いることにつながる場合があります。

この資源が乏しい環境での研究に対する国際行動規範は、以下の取り組みにより倫理放棄を阻止するものです。

- 全研究分野にわたるガイダンスの提供
- 実現可能な範囲で最高のアクセシビリティを達成するために、簡潔な表現による明瞭で短い文章の提示
- 能力、資源および知識における顕著な不均衡を伴う研究協力に対する取り組み
- 公平、敬意、配慮および誠意の価値観に基づいた、新しい枠組みの使用
- 本規範に関する幅広い学習教材および関連情報の提供
- 資源が乏しい環境での研究に焦点を当てることによる、欧州研究公正行動規範 (European Code of Conduct for Research Integrity) の補完。

本規範を適用することにより、研究におけるダブルスタンダードに反対し、公平、敬意、配慮、誠意に基づいて、低所得と高所得のパートナー間の長期的かつ公平な研究関係を支持します。

公正



第1条

研究における現地との関連性は不可欠であり、これは現地パートナーとの協力によって決定されるべきです。実施される場所と関連性のない研究は、利益をもたらすことなく、負担を強いるだけになります。

第2条

現地のコミュニティおよび研究参加者が、彼らの視点が公平に反映されるように、企画から研究後のフィードバックと評価まで研究プロセス全体を通じて、可能な限り研究に関与できるようにする必要があります。このアプローチは、参加型グッド・プラクティスを表します。

第3条

必ず現地コミュニティおよび研究参加者に研究結果に関するフィードバックを伝えなければなりません。その際には、有意義で、適切かつ容易に理解できる方法で伝えるべきです。

第4条

研究デザイン、研究実施、データ所有権、出版物の制作および知的財産権を含む、研究プロセス全体にわたって、可能な限り現地研究者を関与させるべきです。

第5条

生物資源もしくは農業資源、ヒトの生体物質、伝統知識、文化的工芸品、または鉱物などの再生不能資源への研究者によるアクセスは、所有者または管理者の自由意思による事前のインフォームドコンセントを条件とします。研究者への物質または知識の移転は、資源の管理者または知識の保有者と共同で作成された条件のもとで、正式な合意によって管理しなければなりません。

第6条

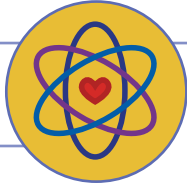
生体物質や、伝統知識、遺伝子配列データなどの関連情報を使用する研究においては、金銭的および非金銭的利益が発生する可能性について参加者に明確に伝える必要があります。文化的に妥当な利益共有の意図は、関係者全員に

よる同意を得て、研究の進展に合わせて定期的に確認されなければなりません。高所得の環境側の研究者は、能力の低い側を対話の場に連れ出す継続的な努力を行いつつ、利益共有を議論するなかで能力と資源の違いを認識する必要があります。

第7条

翻訳者、通訳者、または現地コーディネーターなどの現地の研究支援システムに対し、研究プロジェクトへの貢献に対する公平な報酬を支払うことは不可欠です。

尊重



第8条

文化的相違の可能性については、慣行を破ることがないよう、研究開始前に現地のコミュニティ、研究参加者、現地研究者と共に調査を行わなければなりません。研究は、研究参加者が自由意思で参加するものです。異なる倫理的価値を強制する、使命を重視するものではありません。高所得の環境側の研究者が、現地関係者が受け入れる研究の実施方法に同意できない場合は、その研究は実施するべきではありません。

第9条

現地で求められる場合、現地の公認機構を通してコミュニティの同意を得なければなりません。個人間の同意が損なわれるべきではありませんが、コミュニティからの同意は倫理的な前提条件であり、コミュニティ全体への敬意の表れである場合があります。現地の要求事項を調べるのは、研究者の責任です。

第10条

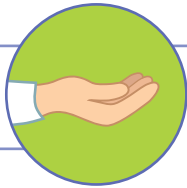
可能な限り、現地の倫理レビューを行わなければなりません。高所得の環境側で倫理的承認がすでに得られていたとしても、研究実施国に研究倫理委員会が存在する場合は、当該委員会

による研究プロジェクトの承認を得ることは非常に重要です。

第11条

高所得の環境側の研究者は、研究実施国の研究倫理委員会に敬意を示さなければなりません。

配慮



第12条

真の理解と十分な根拠に基づいた意思決定を行うために、現地の要件に合わせてインフォームドコンセントの手続きを行わなければなりません。

第13条

全ての研究参加者と現地パートナーが研究プロセスに関する懸念を表明できるように、フィードバック、苦情、不正行為の申し立てに関する手順を明確にして、適切かつ真のアクセスを提供しなければなりません。この手順は、研究開始時に現地パートナーの同意を得なければなりません。

第14条

高所得の環境において厳しく規制または禁止されている研究は、低所得の環境でも実施するべきではありません。現地で特定の条件が満たされている場合、例外が認められることがあります（高所得国では広まっていない疾病など）。このような例外的な研究を行う場合は、国際的に認められた法令遵守の掟である「コンプライ・オア・エクスプレイン（遵守せよ、さもなければ説明せよ）」を使用しなければなりません。即ち、現地

関係者と研究者が例外的研究に合意した場合、明示的かつ透明性を持って正当性を証明し、利害関係者が容易にアクセスできるようにしなければなりません。

第15条

研究への関与が、汚名（性感染症に関する研究など）、有罪（性労働など）、差別または予測できない個人的リスク（政治的信条に関する研究など）につながる場合は、研究参加者の安全および安寧を確保するための特別措置について、現地のパートナーの同意を得る必要があります。

第16条

研究の開始前に、新規プロジェクトのスタッフまたは他の資源を提供する上で現地の資源が使い尽くされるかどうかを判断しなければなりません（看護師または研究室スタッフなど）。その場合、それによって起こりうる結果について、現地のコミュニティ、パートナーおよび当局と細かく議論し、研究中は監視を行うべきです。

第17条

研究者の出身国と比較して現地の動物福祉規制が十分ではない、または存在しない状況においては、動物実験は常に、より高い水準の動物保護に従って行わなければなりません。

第18条

研究者の出身国と比較して現地の環境保護およびバイオリスク関連の規制が十分ではない、または存在しない状況においては、研究は常に、より高い水準の環境保護に従って行われるべきです。

第19条

研究が研究者に対して健康、安全、またはセキュリティのリスクをもたらす可能性がある場合、または研究者に良心の葛藤をもたらす可能性がある場合、事情に合わせたリスクマネジメント計画を設け、研究を始める前に研究チーム、現地のパートナーおよび雇用者の間で合意しなければなりません。

誠意



第20条

研究デザインから、研究実施、レビューおよび発表まで、研究サイクル全体にわたる役割、責任および行為について、協力者間で明確な理解がなければなりません。この議論の一環として、現地研究者のための能力強化計画を実施する必要があります。

第21条

教育水準の低さ、非識字、言語的障壁は、情報を完全に伝えなかったり、隠したりすることの理由には決してなりません。情報は常に、可能な限り誠実かつ明確に提示されなければなりません。研究のプロセスや要件について理解できない可能性のある研究参加者とのコミュニケーションにおいては、敬意ある態度でもって、適切な現地言語で平易な表現を用いるべきです。

第22条

出身国に関わらず、研究者はいかなる類の買収も賄賂も受け入れたり、支持してはなりません。

第23条

現地のデータ保護規則または遵守手続きの水準が低いことは、プライバシー侵害のリスクを許容する理由には決してなりません。研究参加者を通じて汚名を着せられたり、差別に遭ったり、有罪になるリスクがある研究参加者に対しては、特別な注意を払わなければなりません。

本規範は、Doris Schroeder教授の指導のもとでTRUSTプロジェクトによって起草されました。本規範を作成するにあたり、既存のガイドラインが重要な役割を果たしています。

欧州委員会にある研究・イノベーション総局の倫理・研究公正セクターは、フレームワーク・プログラムにおける資金提供申請の参考資料として本規範を推薦します。

作成にあたり参考にしたガイドラインと、作成者および国際的な取り組みの詳細については、次のウェブサイトをご参照ください。
<http://www.globalcodeofconduct.org>

TRUST協会メンバー



詳細はこちら:

Eメール: globalcodeofconduct@uclan.ac.uk

ホームページ: www.globalcodeofconduct.org/



本プロジェクトは、欧州連合の Horizon 2020 研究およびイノベーションプログラムから資金提供を受けています(助成金契約番号:664771)。